

事 務 連 絡
平成 2 7 年 7 月 1 日

指定地域密着型サービス・
指定地域密着型介護予防サービス事業者 } 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

平成 2 8 年度以降の「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に係る誓約書の取扱いについて（通知）

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護を含む。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。以下同じ。）、指定複合型サービス事業者の管理者及び、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービス事業者の計画作成担当者及び、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービス事業者の代表者が修了することとしている研修については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」（平成 2 4 年厚生労働省告示第 1 1 3 号）に規定されているところです。

現在、本市において事業所の指定を行う際には、上記のサービスの管理者、計画作成担当者、開設者に携わる者の資格が確認できる書面として、各種研修の修了書を求めているところではありますが、これまで管理者及び計画作成担当者が修了すべき研修については、当該研修が修了していない場合は、研修修了を誓約すること（誓約書の提出）をもって、当該修了書が提出されたとする「みなし指定」等を行ってきました。しかしながら、平成 2 8 年度以降の各種研修修了の取扱いについては、管理者及び、計画作成担当者についても、誓約書での対応は行わないことといたします。

つきましては、平成 2 8 年度以降に、指定地域密着型サービス、指定介護予防地域密着型サービスの開始を御検討されている事業者におかれましては、研修修了の取扱いについて十分注意を払っていただけますようお願いいたします。また、当該サービスを既に行っている事業者においても、管理者、計画作成担当者、開設者に変更が生じる場合、変更届や加算届等の対応について、平成 2 8 年度以降は、誓約書によって研修修了をみなす措置は行

いませので、あらかじめ御承知いたきたいと存じます。

(高齢者事業推進課事業者指定係担当)

電話 044-200-2469

FAX 044-200-3926